マイナンバーカードの申請

- マイナンバーカードの普及促進を目的として、地方公共団体からの委託により、郵便局において、**マイナンバーカード申請支援業務**を実施。
- 郵便局社員は、希望する市民に対して、申請書の記入方法の説明や申請に必要となる顔写真の撮影を実施。（市民は無料で利用でき、郵便局は支援実績に応じて、地方公共団体から委託手数料をいただく。）

＜イメージ＞

住民

①申請書を郵便局へ持参。

郵便局

②申請書の記入方法を説明。

③顔写真をカメラで撮影、印刷し、申請書に貼付。

※カメラ、SDカード、プリンターは市が用意

④申請書を送付用封筒に入れ、郵便局社員に預ける。

⑤マイナンバーカードの受取方法等を説明後、チラシを渡す。

＜実際のご利用時の様子＞

※顔写真撮影

※申請書記入

⑥当日分の「申請書入り封筒」を取りまとめ、郵送。

地方公共団体

⑦受領後、個人番号カード交付申請書受付センターあて郵送。

☑本取組のきっかけ

- PCやスマートフォン操作に不慣れな住民やマイナンバーカード申請手続きが分からない方への対応が必要
- 地方公共団体から、75歳以上のマイナンバーカード未取得者へ申請キットを送付する時期に合わせ、郵便局への委託を検討

☑実施効果

- 身近な郵便局でマイナンバーカードの申請が可能
- 手続きの不明点等を郵便局社員に聞くことができる安心感の提供
- マイナンバーカードの普及促進に寄与

☑ポイント

住民との接点を持つ郵便局 × 郵便局員による申請支援

国全体の課題へ対応、住民への手厚いサポートが可能に！

郵便局

※委託料等については、原則、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となります。

Copyright© JAPAN POST All Rights Reserved.